

令和6年度（2024年度）  
第2回史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会 議事録（会議）

開催日時	令和6年(2024年)10月30日(水) 13時～16時		
開催場所	函館市役所7階 特別委員会室		
議事	<p>(1) 協議</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 「史跡大船遺跡保存活用計画」(素案)について</p> <p>(2) その他</p>		
出席委員・オブザーバー	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt;委員&gt;</p> <p>國木田 大 委員長</p> <p>鈴木 三男 委員</p> <p>田代 亜紀子 委員</p> <p>平野 千枝 委員</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt;オブザーバー&gt;</p> <p>内田 和典 氏</p> <p>村本 周三 氏</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(計6名)</p>	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>國木田 大 委員長</p> <p>鈴木 三男 委員</p> <p>田代 亜紀子 委員</p> <p>平野 千枝 委員</p>	<p>&lt;オブザーバー&gt;</p> <p>内田 和典 氏</p> <p>村本 周三 氏</p>
<p>&lt;委員&gt;</p> <p>國木田 大 委員長</p> <p>鈴木 三男 委員</p> <p>田代 亜紀子 委員</p> <p>平野 千枝 委員</p>	<p>&lt;オブザーバー&gt;</p> <p>内田 和典 氏</p> <p>村本 周三 氏</p>		
欠席委員	—		
事務局	<p>&lt;教育委員会&gt;</p> <p>木村 元子 文化財課長</p> <p>吉田 力 文化財課主査</p> <p>福土 真沙子 文化財課主査</p> <p>藤田 真由 文化財課主事</p> <p style="text-align: right;">(計4名)</p>		

# 議 事 要 旨

## 1 開会

事務局 (福土主査)	ただ今から令和6年度第2回史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会を開催する。本日の司会進行は教育委員会生涯学習部文化財課の福土が務める。会議の開催にあたり，教育委員会文化財課長，木村よりご挨拶申し上げます。
---------------	---

## 2 挨拶

事務局 (木村課長)	(挨拶)
事務局 (福土主査)	(委員・事務局紹介) ※浅野調査官→10月30日：欠席 / 31日：現地視察・内田氏同行 (資料確認・本日の日程について説明) (会議成立の確認) 本日の委員会は委員の皆様全員に出席いただいているので、「史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱」第6条第3項の規定に基づき，本委員会は成立する。 (公開・録音の確認) 本日の会議は市が定める「附属機関等の会議の公開に関する取り扱い」に基づき原則公開とする。ただし傍聴・報道の方は発言できないので，お配りした傍聴に関する遵守事項をご確認いただきたい。また傍聴・報道の方はお手元の資料のうちフラットファイルに綴じた「資料1～3」については，あくまで現時点での素案であり，未確定要素も多く含んでいることから，本会議中の閲覧のみとさせていただく。お持ち帰りすることのないよう，ご協力をお願いしたい。また，会議録作成のため録音させていただく。

## 3 議事

### (1) 協議

#### ア 第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について

國木田委員長	それでは議事次第に沿って進行していく。お手元の次第をご覧ください。3議事(1)協議 ア.第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について，事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (木村課長)	<b>【資料1 第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について】説明</b>
國木田委員長	質問や確認のある方は挙手をお願いしたい。
鈴木委員	ここではあくまでも前回話した内容の確認をすることで，その対応がこれで十分かどうかは次の議題になるということでよいか。

國木田委員長	そうである。内容の確認自体は素案とも関係してくる。改めて確認する必要がある場合はここで発言してもらってよい。他に質問等ないので、次の議題に進む。
--------	--

## イ 「史跡大船遺跡保存活用計画」(素案) について

國木田委員長	3 議事(1) 協議のイ.「史跡大船遺跡保存活用計画」(素案) について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (藤田主事)	<b>【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画】(素案) 第1章～第3章について説明</b>
國木田委員長	1～3章までで、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。
鈴木委員	形式に違和感を覚えた。「第〇章」で始まり、次に「カッコの数字」、その次にカタカナの「ア～オ」、そしてカッコ付きの「(ア)～(オ)」になる。数字はそれほど違和感を感じないが、アの次に(ア)は、頭の中で順番が狂う。目次の章立て(番号のつけ方)を見直した方がよいのではないか。
事務局 (吉田主査)	函館市には「文書事務の手引き」という決まりがあり、それに則って作成している。見にくいというご指摘だが、市の中で作る計画であるため、その基準に合わせたい。市の文書についてのルールであるのご理解いただきたい。
鈴木委員	それなら仕方がない。 P12～14に同じ区域を示した図があり、そこに史跡大船遺跡と書いてあるが、この区域は行政区分上の大船地区を示しているのか。
事務局 (藤田主事)	現在の大船町の範囲を示している。
鈴木委員	しかし、本文中に「大船地区」は出てくるが、「大船町」という言葉は一度も出てこない。枠線で区切られているのでその範囲内の自然環境や地質のことが書かれているのかと思ったが、地質や植生を見ても大船川沿いのところまでの内容を含んでいる。本文の内容が大船町に限定したものではないことから、大船町の行政界をとってはどうか。何の指定もないとどこの話をしているのか分かりづらいので、代わりに世界遺産の範囲(計画対象範囲(Ⅱ地区))を示してはどうか。世界遺産の範囲は他のところにも出てくるので、それを入れた方が素直に読めるのではないか。
事務局 (吉田主査)	第1章で計画対象範囲を示していることから、第2章の図面についても同じように計画対象範囲をいれて統一していきたい。
田代委員	SDGsについて具体的に挙げていただいたのは非常に良いと思う。P7の“11 住み続けられるまちづくりを”の最後に「今後も史跡とその周辺の自然環境を保存管理・活用する。」と書いてあるが、SDGsは現代社会の話なので、「地域住民と連携しながら」を加筆した方が理解されやすいと思う。 P8のSDGsの最後のまとめで、縄文時代を「何より争わない社会」と

	断言しているが、縄文社会はそういうものだというのでよいのか。「争わない社会」と言い切って良いものなのか気になる。最近、平和な縄文の世界は素晴らしいという傾向にあるが、これを入れてもよいのか。
國木田委員長	世界遺産の時に、戦争や争わないということは入っていたか。
村本氏	入っていた気がするが、争いとは何かということもある。争いが無いというと言い過ぎかもしれない。大規模な戦争が無かったということは皆が同意すると思うが、小競り合いも無いということはないだろう。
田代委員	「自然と共生し、豊かで、精神性に富み、1万年以上の長きにわたり続けていた縄文文化」とするとすっきりするのではないか。
事務局 (吉田主査)	「他を受け入れ、・・・社会を、」までを削除しても意味は通じる。争いの規模などの議論にならないよう削除したいと思う。
内田氏	第2章のタイトルが「史跡周辺の概要」となっているが、第2章で説明している内容が、大船遺跡の環境や歴史的なことであれば、それに応じたものにした方がよい。あくまでも史跡の保存活用計画なので、大船遺跡が主体となるべきであり、「史跡周辺の」と言われると少しずれる。説明しなければいけないのは周辺のことではなく大船遺跡のことである。概要のA_地形、イ_地質、ウ_土壌についても、大船遺跡を説明するために配置しているので、周辺のことを説明してほしいわけではない。第2章のタイトルはもう一度検討していただきたい。同様に第3章についてもタイトルが「史跡大船遺跡の概要」となっているが、ここで触れている内容は発掘調査のことなので、史跡大船遺跡の調査の概要といったものにした方がわかりやすいのではないか。
事務局 (木村課長)	第2章のタイトルについては「史跡を取り巻く状況」といった形であれば周辺のことではなく、史跡を中心としたものだと思えるか。
内田氏	あくまでも大船遺跡についての内容にしてほしい。それで言うと第2章「(5)文化財」は何のために入れるのか。これがなくても大船遺跡の説明はできる。大船遺跡の保存活用計画の中でなぜこの文化財の話をしななければいけないのか。大船遺跡に関係ないので必要ないと思う。
事務局 (吉田主査)	意図としては、函館市の文化財の中で大船遺跡が史跡になっているということ、大船遺跡の所在する南茅部地域の縄文に関するものも指定されている、という切り口で書いている。
内田氏	それならば南茅部地域に関連する垣ノ島遺跡や大船遺跡に関するものに絞るべきではないか。全部を書く必要があるのか。
事務局 (吉田主査)	表2-1(P21)の一覧表は函館市全体を入れたもので、P22の文章はそのうち縄文時代の指定物件ということで、大船遺跡と関係するものをピックアップしている。この文章に留めればよいのか。
内田氏	表も位置図も要らないと思う。函館市の文化財の話をここで説明する必要はない。
事務局 (吉田主査)	例えば縄文時代に絞って載せるのであればよいのか。

内田氏	関連させてほしい。単にこれがあると記載するだけであれば必要ないと思う。この記載が大船遺跡を説明する上で必要であるという組み立て方であれば入れてもよいと思う。
事務局 (吉田主査)	大船遺跡に関連するもの(縄文時代の文化財など)を載せるかについては検討する。
内田氏	第1章(6)の文章では、10か年計画の実施期間を「前期」「後期」と区分しているが、第11章では「短期」「中期」となっていることから表現が異なるので統一してほしい。
村本氏	P9の最後の行に「Ⅱ地区については世界遺産における緩衝地帯と同一となっている。」とあるが、Ⅱ地区は世界遺産における緩衝地帯と同一ではない。Ⅰ地区の一部とⅡ地区が緩衝地帯となっているので、言い方を見直してほしい。
事務局 (吉田主査)	縄文の森がⅠ地区になるが、世界遺産では緩衝地帯となるので、今のご指摘がクリアできるような表現に変えたいと思う。
鈴木委員	世界遺産登録では緩衝地帯としてこの線はきちんと引かれているのか。
村本氏	史跡の範囲全体ではなく、一部が世界遺産のプロパティになっている。縄文の森と言っているところは、世界遺産的にはバッファゾーンであり、プロパティではない。
鈴木委員	世界遺産の地域はⅠ地区の中に含まれるという表現にして、これはあくまでも市としての2つのゾーンの区分けであるとした方がよいか。
村本氏	文章の書きぶりを工夫すれば良い話である。プロパティと一致しているのはⅠa地区で、Ⅰb地区は史跡だがプロパティには含まれない。 それから(5)のタイトルでは「計画の対象範囲」となっているが、文章中では「計画対象範囲」となっているので合わせたほうがよい。
事務局 (吉田主査)	表現が混同しているところのご指摘があったので修正したい。
國木田委員長	SDGsについて3つ提示していたが、環境復元も含め、環境教育する上でこの遺跡を明らかにするのは縄文中期から後期の大きな寒冷化にどう対応していったかが含まれるので「13 気候変動に具体的な対策を」を追加してもよいのではないかと。
事務局 (吉田主査)	13番については大船遺跡に関連すると認識しているので追加したいと思う。
國木田委員長	他にご意見がないようなので、続いての説明を事務局からお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	<b>【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画】(素案) 第4章～第5章について説明</b>
國木田委員長	4・5章について、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。
鈴木委員	第4章の史跡大船遺跡の本質的価値について、2つ抜けているのではないかと。1つ目は、南茅部地区では世界遺産に大船遺跡と垣ノ島遺跡の

	<p>2つが入っているが、2つの遺跡では何が同じで何が違うのか、その2つが世界遺産となった理由がわかるような、そういった視点から本質的価値を表現してもらえると理解しやすい。2つ目は、盛土遺構と言葉では出てくるが、盛土遺構があること自体が本質的価値を構成する重要な要素であるということが取り上げられていない。大船遺跡と垣ノ島遺跡の遺構の特徴・対比を入れてほしい。盛土遺構は貝塚と同じ捨て場であると理解しているが、その捨て場の在り方が違っていて、大船遺跡では住居の周りではなく村の真ん中につくっている。そこに価値があると理解しているが、そういうことがわかる説明がほしい。</p>
<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>大船遺跡と垣ノ島遺跡の違いは時代である。ここでは垣ノ島遺跡との対比ではなく大船遺跡に特化して文章を書いている。盛土遺構については捨て場とは違い、祭祀儀礼の場として認識して文章を書いたが、表現が弱かったかもしれない。</p>
<p>国木田委員長</p>	<p>大船遺跡の保存活用計画の後に垣ノ島遺跡の保存活用計画をつくることになると思うが、その際に2つを見比べた時に同じ内容では困る。2つの遺跡の本質的価値を並べたときに納得するものでなければならない。あくまでも大船遺跡の保存活用計画なので垣ノ島遺跡について多くは述べない方がよい。</p>
<p>田代委員</p>	<p>(P57)構成要素の「外灯・旧外灯」は外灯という表現でよいのではないか。</p>
<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>今も機能しているものを外灯、機能していないものを旧外灯と区分している。旧外灯は将来的に撤去していく予定である。</p>
<p>田代委員</p>	<p>外灯はセキュリティーの関係もある。防犯という意味での外灯と機能していない外灯を一緒にしてもよいのか。機能している外灯だけに絞って、旧外灯については別に区分した方がよいのではないか。</p>
<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>横並びになるものではないので、別に区分するか旧外灯を削除する。</p>
<p>田代委員</p>	<p>史跡内には外灯はあるのか。ソーラーポール街路灯が駐車場にあるが、その他に明かりは無いのか。</p>
<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>ある(P51表4-1参照)。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>夜間は、閉場といったことを明示しているのか。</p>
<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>特にしていない。建物を閉め、駐車場にチェーンを掛けている。遺跡としては閉めているが、全部を閉じるつくりにはなっていないので、次の整備の課題にもなる。遺跡の入口は複数あるため色々なところから入れる状況にある。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>閉場の札がぶら下がっているだけでも閉めていると言える。入れるようになっていると、安全のための外灯の設置などを考えなければならないのではないか。市として防犯上の外灯は必要としていないのか。</p>
<p>国木田委員長</p>	<p>将来的に避難場所として使用するのであれば検討したほうがよい。</p>

田代委員	避難するときに真っ暗ではよくない。
事務局 (吉田主査)	外灯の位置と点灯状況については確認する。
内田氏	4章で構成要素をあげているが、5章以降でこれらの現状と課題においてすべて網羅できているのか、その点を意識しながら進めてほしい。外灯の問題もだが、避難地区との関連など、通して見た時に構成要素の問題が全体の中でどう触れられているのか。触れられていないのに、ただ単にあっただけという形にならないようにしてほしい。計画の中で言及できないものについては削除していくしかない。
村本氏	史跡の本質的価値と世界遺産の価値(OUV)を対比して違うところがあれば説明する必要がある。 本計画の経過観察と世界遺産の経過観察については、整合させること。
國木田委員長	5章の大綱は、北海道の大綱との整合が取れているのか。
内田氏	道の方で示している大綱は踏まえていただきたい。
國木田委員長	北海道の大綱では、縄文の世界遺産やアイヌに力を入れるということが書いてある。それに従っているということを入れておく必要があるのではないか。
事務局 (吉田主査)	確認する。
國木田委員長	他にご質問等なければ6章以降について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	<b>【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画】(素案) 第6章について説明</b>
國木田委員長	6章以降の説明について、質問等あれば挙手をお願いしたい。
鈴木委員	P71表6-3の木竹の伐採で「抜根は原則認めない」ということを書かなければいけないのか。書いてしまうと後々、しばられてしまうことにならないか。また、植栽の掘削深度、掘削範囲が60cm以下とあるが、この数値の妥当性がわからない。一度に植える本数を40本以内という根拠は何か。これはあくまでも史跡として管理している範囲で起きることである。そのため、管理している市が縄文の森を全部切るといったことを言い出さない限り起きないことである。一度に沢山植えなければならない時とは、例えば、森林火災が起きて植栽が無くなってしまったため、早急に復元する必要があるといった時だと想定される。それならば別に本数の制限は設けなくてもよいのではないか。 導入候補樹種(P72表6-4)については文字を大きくして再度提示してほしい。
事務局 (吉田主査)	導入候補樹種については鈴木委員に改めて相談する。 P72表6-4に「縄文の原」とあるが、第1整備の時に「縄文の森」、「縄文のにわ」があり、その間のゾーンを「縄文の原」としていた。「縄文の原」は機能しておらず、このエリア区分は現在使われていないので、改

	<p>めたいと思っている。</p> <p>P71表6-3の抜根については言及したいと思っている。史跡は100%公有化されているので勝手に何かすることは基本的にはないが、根を抜くことで地下遺構が壊れる恐れがあるということで、「抜根は原則認めない」という言葉は使いたいたいと思っている。実際に史跡整備の中でも抜根はしないでなるべく地際から切って、さらに上はチップのように砕く作業をやっていたので、管理側としても守っていきたいと思っている。植栽について、掘削深度や範囲等の数値の基準は、これまでの実例を基にしたものであり、厳密な基準ではない。例えば遺跡で植樹をしたい時に、どのくらいならできるかという判断基準にしたいという考えがあって載せたが、以降これに縛られるという懸念もあるので載せるかどうかは検討する。</p>
鈴木委員	遺構の深さは遺構ごとに色々である。
事務局 (吉田主査)	遺構があるのは概ね80cmくらいなので、60cmであれば大丈夫であるという判断である。
内田氏	<p>現状変更の取扱いの中で抜根が可能かどうかの問い合わせはよくある。保存活用計画の中で文化財部局だけがこれを見て取り扱う場合は遺構があるので抜根は駄目だとわかるが、他の部局も見ることがある。今はよいが担当が変わったときに、きちんと書いておかないと何を基準に判断したらよいかわからなくなるのできちんと記載しておいた方がよい。</p> <p>枝は切っても良いが根を抜いて良いかは迷うところだと思う。また、実例に基づいてというのは、遺構面までに火山灰や保護層があるということが説明されて、遺構面に達しないから60cmまでは大丈夫だという説明であれば、60cmに妥当性があるにご納得いただけると思うが、実例で根が伸びるのは60cm以内と言われると、現状変更は基本的に本質的価値である遺構を保存するためなので、説明の仕方が問題だと思う。</p>
事務局 (吉田主査)	大船遺跡では、60cmであれば遺構面に達しない。
内田氏	現状変更で植栽について申請書を出す際に、図を使っていると思う。模式図等を使って分かりやすく表現する方法もある。いずれにせよこの保存活用計画ができたなら現状変更の申請書には該当箇所の図を添付することになるので、使いやすいようにした方がよいと思う。なぜ60cmなのかという話は当然出てくる。
事務局 (吉田主査)	一般の方でもわかるよう模式図をつける。
田代委員	P68図6-2の凡例に「資産」「緩衝地帯」とあるが、これより前に世界遺産に関する説明がない。説明が必要ではないか。
村本氏	世界遺産については附章にまとめてはどうか。
内田氏	史跡の説明としてはその方がきれいである。いきなりP68の下のとこ

	るに世界遺産の話が出てきても浮いている気がする。
田代委員	それなら図6-2の資産とバッファゾーンは要らないのではないか。
事務局 (吉田主査)	図6-2については「資産」「緩衝地帯」という表現ではなく、「Ⅰ地区」「Ⅱ地区」という表現に改める。P68の最後の1行は削除する。
村本氏	そういうことなら、P9の最後の行も削除した方がよい。また、「資産」という言葉が一般名詞でわかりづらい。
事務局 (吉田主査)	世界遺産という言葉はなるべく本編には入れず、後で分かるように改める。
村本氏	本質的価値を構成する要素に自然地形をあげているが、P71の現状変更の取扱基準に自然地形が入っていない。
事務局 (吉田主査)	自然地形が抜けているので加筆する。
内田氏	6章(P62～)の構成について、「ア 史跡指定」をⅠ地区、「イ 史跡指定地周辺」をⅡ地区に変更すること。「ア」と「イ」では地区の話をするが「ウ」「エ」ではいきなり記録類の話がきている。ここで上げている現状・課題は史跡指定地のことなので「ア」にまとめる。記載内容についてもここで記載する必要がどうか精査すること。また、「オ」で現状があげられているが、これは内容である。「(3)の保存管理の方法」に含まれるのではないか。
事務局 (吉田主査)	保存管理の方法としてまずこれで守っている、管理している、ということを書いたかったのでここに入れている。
内田氏	入れ替えればよいと思うので検討していただきたい。本質的価値があって、計画範囲がある。その計画範囲の中の取扱いとして、保存管理の現状と課題にはこれがあるといったつくりになると思う。アとイに集約した方がよいと思う。その計画範囲の中でどう捉えるのかということなので、Ⅰ地区、Ⅱ地区と分けて整理しているので、それに基づいて話を進めていただきたい。
事務局 (吉田主査)	現状でこのように管理しているということなので後方に入れるようにしたい。現状と課題は史跡の中、史跡の外という形で記載内容を見直したいと思う。
内田専門委員	P65(3)保存管理の方法の中に、「墓地については」とあるのは課題になってくるのではないか。どこまで書き込むかだが、もう少し課題の洗い出しは必要だと思う。 P70図6-3フローチャートは完成版ではないので今後変わると思うが、函館市教育委員会の許可とあるが「教育長の許可」である。また文化庁への進達(副審)とあるが副「申」の間違いである。フローの在り方自体の整理が必要だと思う。
事務局 (吉田主査)	他の遺跡の例を参考につくったが、改めて整理したい。
～ 休 憩 ～	

國木田委員長	7章以降について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	<b>【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画】(素案) 第7章について説明</b>
國木田委員長	7章以降の説明について、質問等あれば挙手をお願いしたい。
平野委員	P76の課題だが、多言語対応ができていないのは本当に課題である。最近、縄文センターや垣ノ島遺跡、大船遺跡のいずれも外国人が増えている印象がある。その中には現金を持ってこない方も沢山いる。キャッシュオンリーだと言っても全く通じないこともある。ポケットクやスマホのアプリを活用しているが、大船遺跡に関してはほぼ電波がないのでそこをカバーできるようにしていただきたい。
鈴木委員	縄文交流センター主催の野焼き等は年に1, 2回しかできない。野焼き等のイベントは継続してほしいが、コンスタントに遺跡が理解できるような情報提供が必要である。そのためにはWi-Fi環境を構築していく必要がある。イベント等が何も無い時に来てもきちんと遺跡のことが分かるような情報提供をしようと思うと、やはりインターネットで情報を得てもらわなければならないと思う。樹木のプレートにQRコードを付けているが、運良く繋がった時しか見られない。積極的にWi-Fi環境を整えるべきだと思う。標津町はサーモンパークや生涯学習センターあすばる、海の公園など、全てFree Wi-Fiが繋がるようにしている。キャンプ客も住宅地から離れていてもWi-Fiが繋がる。だから、大船遺跡の山林の中でもWi-Fiが使えるようにできるはずである。駐車場と管理棟くらいにルーターを飛ばせば繋がると思う。ぜひ早急にそういう環境を考えてほしい。垣ノ島遺跡は盛り土遺構の外れの方でも通じるか。
平野委員	少し弱い。
事務局 (吉田主査)	平野委員からのご指摘は管理運営を担当している財団のリアルな声だと思うので、課題に追加したいと思う。またWi-Fiについては、来年度の予算要求に向けて見積りをもらっているところである。先日、現地調査があったが、樹木がどうしても邪魔をするため、なかなか厳しそうである。基本的には直線で飛ばせないと繋がらないため、沢山アンテナを立てるのであれば可能かもしれないが、なかなか樹木をすり抜けて全域をということは難しそうである。
鈴木委員	駐車場が一番高いところにあるのではないのか。
事務局 (吉田主査)	駐車場には電源がない。ソーラーで電源を付けることも考えているが、不安定であり、海沿いの地域では塩害もある。管理棟にWi-Fiで有線で繋ぐとすると、今度は掘らなければいけない。管理用通路を利用してその下を掘るなど色々考えてはいるが、樹木があることで上手くいかない。「縄文の森」の売りが樹木なので見通しが良すぎるようにはしたくないが、業者と市建築課とで協議をしている途中であり、何とかしたいと思っている。
事務局	Wi-Fiは非常に重要なので色々な手法もお聞きしながら取り組んでい

(木村課長)	きたいと思っている。
鈴木委員	それに合わせてコンテンツもお願いしたい。
田代委員	<p>P76の課題で、来訪者数を出していただいているが、垣ノ島遺跡と縄文文化交流センターへの来訪者を本史跡に誘導する仕組みが必要ではないかということ課題として入れてはどうか。</p> <p>P77のスタッフによる解説の部分だが、ここにスタッフの多言語対応ができていないということを加筆すべきである。説明板だけではなく人も対応できていない。</p> <p>P78に課題が5つ挙げられているが、縄文で括った時に図7-3の括りは分かるが、観光やこの周辺の人たちがどこへ行くかを考えた場合、函館から日帰りでごここまで往復する、札幌から函館の途中に立ち寄るというような、広域の観光ルートの提案との連携を考えてはどうか。例えば私たちが函館から行くとなると垣ノ島遺跡、縄文文化交流センター、大船遺跡、鹿部町、森町、そして車で帰るというような、縄文とは関係ない観光地との連携も考えてもよいのではないか。</p> <p>P79(3)活用の方法の2つ目の丸に「デジタル技術の活用などにより・・・」とあるが、海外の史跡を訪れると大抵Wi-Fiの問題がある。そのため一番皆が戻るのが、オーディオガイドである。結局、多言語対応のオーディオガイドを渡す方がどんな天気でも使えるので一番安定している。ただし、植物等には対応できない問題もある。この地域でスタッフの確保は難しいと思うので、デジタル技術の活用のところでオーディオガイド等を考えてはどうか。</p> <p>P80の4つ目の丸に「市民が企画段階から参画するイベント」と書いてあるが、函館市民全体の話と、この地域の人たちの話がある。「史跡周辺の住民を中心とした」と追加することでSDGsのまちづくりのところとも通じるので、そのようにしてはどうか。</p> <p>P80の6つ目の丸に「平常時に地域住民による史跡に関わる機会を設けておいて災害時の利用方法を共同で検討しておく」と追加してはどうか。突然、津波等があった時にすぐあそこへ逃げようとは思わないので、事前に色々話し合っておいた方がよい。下の住宅の多さに比べて経路がない。史跡を上がる坂しかなく、川沿いの人たちも上の小学校に避難することになっていると思うが、川沿いでは間に合わないところもあり、相当史跡の重要性が増してくると思う。通常であれば史跡はそこまで考えなくてもよいが、地域との連携を考えた時にはそこを入れておいた方が、将来、全国区の中での史跡の保存活用計画の中で、この例が重要になるのではないかと思う。</p>
事務局 (吉田主査)	納得できるご意見をいただいたと思う。そのように修正したい。
平野委員	公開エリアのところ、各復元展示に解説板が設置されているわけではないので初見の方には少し不親切だと思う。ガイドが案内をしているが、P81にある「集落構成や集落変遷など拠点集落の様相が明らかにな

	っている」ということが分かっているのであれば、それをもう少し分かりやすく説明できるパネル等があれば良いと思う。
事務局 (吉田主査)	サインについては、どういう役割を果たしており、設置することが効果的なのかなど、現況に合わせて検討し、必要であれば設置したいと思っている。整備のところで触れさせていただきたい。
内田氏	P76「イ」の「公開エリア」は、どこのことか。これまで使ってきた言葉で説明できるのであれば置き換えるべきである。
事務局 (吉田主査)	P76(ア)の2つ目の丸に、公開エリアは「縄文のにわ」「縄文の森」であると書いているが、例言で凡例を付けたいということで「縄文のにわ」「縄文の森」を付けたときに、「公開エリア」を示すのか、この文章をはじめにもってくるのかは検討したい。
内田氏	「I a」とか「I b」という呼び方を使っているのであればそれに合わせた方がよい。余計なものを付け加えると、またそれを説明しなければならなくなる。
事務局 (吉田主査)	「I a」「I b」では説明しきれない。I bの一部であったりするので工夫しなければいけないと思っている。
事務局 (木村課長)	I 地区ではどうか。
事務局 (吉田主査)	I 地区は史跡全体なので公開していないところもある。それなら「縄文の森」という言葉が一番良いか。
村本氏	要は構造的ではない、一貫していないからわかりづらいという話である。
事務局 (吉田主査)	ここでしか使わない区分を改めて出すのも良くないか。
内田氏	ここでしか使わないのであれば、この言葉を使う必要があるのか。
事務局 (吉田主査)	公開エリアではなく、「縄文の森」「縄文のにわ」をタイトルにした方がよいか。
田代委員	最初に、現在は「縄文のにわ」「縄文の森」「管理棟」の3つからなるということを書いてはどうか。
村本氏	どうせ入れないので、あえて気にしないという手もある。
内田氏	P78(イ)課題の1つ目の丸の「地理的な条件」とは何のことか。遠いか離れているということを知りたいのか。この地域を知っている人ならよいが、知らない人が多いと思う。アクセスの方法は重要で、例えば起点になる函館空港からここまでどうやって来るのか、どれくらい時間がかかるのか。他の縄文施設との関わりを示すのであれば飛行機、車、電車などを使って来る時の所要時間等を示した図をつくった方が良く思う。 P79(3)活用の方法については列挙されているだけだが、その前のア～オで来訪者や関連施設といったまとまりがあり、それに対する活用の方法、現状と課題を受けて、どうするのかというところだと思う。それ

	<p>がわかるような形で書いた方がよい。勿論またがる問題があるなら構成を上手く作り、構造的に見やすい形にしてほしい。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>承知した。</p>
田代委員	<p>P79(2)の活用の基本方針は(1)の現状と課題を踏まえて出すものであれば、「以上のような現状と課題に基づいて以下のような活用基本方針を定める」といった一文を入れた方がよい。</p>
内田氏	<p>活用の方法は、今持っている問題を引き受けている。</p>
田代委員	<p>一文入れると説明がつくと思う。</p>
國木田委員長	<p>他にご意見はないか。それでは引き続き8章以降の説明をお願いしたい。</p>
事務局 (吉田主査)	<p><b>【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画】(素案)【資料3 当日配布資料】</b>  <b>第9章について説明</b>  <b>※時間の都合上、第8章の説明は割愛</b></p>
國木田委員長	<p>9章の説明について、質問等あれば挙手をお願いしたい。</p>
田代委員	<p>非常に細かい企画がされていると思っているが、トイレの問題は非常に重要である。私もこのキャパに対して全然トイレが足りていないと思っていたので、駐車場の近くにトイレを設けることはとても良いと思う。整備についてだが、廃道とした道は今後とも利用していくのか。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>廃道になった道は、特に改めて何かするという事はないが、車も通れるので有事の際に通る管理用通路として使いたいと思っている。見学者は新たに作る黒の道かグレーの道(※整備計画図参照)を通ってもらう。「縄文の森」を通して「縄文のにわ」へ行くのがメイン動線になっているが、改めて整備する際には直接「縄文の森」、「縄文のにわ」へ行けるように整備したいと考えている。</p>
田代委員	<p>現在は、「縄文の森」入口から入って施設の方へ誘導し、施設で見てから「縄文のにわ」へ行くという感覚だが、それもキープしながら、駐車場に総合案内板を付けることによって大体のインフォメーションをそこでやった人たちが真っ直ぐ「縄文のにわ」に入っていくルートを作るという考え方でよいか。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>そうである。総合案内板+パネル展示のようなものがあって、ある程度遺跡のインフォメーションを駐車場のあるエントランスゾーンでして、「縄文の森」へ行きたい人、「縄文のにわ」へ行きたい人という形で分かれていくイメージを考えている。</p>
田代委員	<p>ルートの選択肢としては3つあるということか。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>総合案内板から「縄文の森」へ行く人、「縄文のにわ」へ行く人に分かれると思っている。</p>
田代委員	<p>総合案内板は垣ノ島遺跡にあるものをイメージしているのか。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>デジタルサイネージにするかわからないが、多言語対応は必要だと考えているので、そういう意味ではデジタルサイネージは有効だと思って</p>

	いる。案内板の脇には人がいるので、実際に必要であればすぐに声をかけてもらって、対応できるようにしておきたい。遺跡に来た人は駐車場に車をとめて、総合案内板を経由してスタートする。
田代委員	模型と完全復元がICOMOS的に厳しいと思う。完全復元がもう一つ必要な理由は何か。
事務局 (吉田主査)	世界遺産的には難しいと承知している。今ある復元模型はスタッフを付けて入れることはあるが、基本は入ることができない。堂々と中に入れるようなものを作りたいと思っている。体験のところに書いた模型と重なってしまうかもしれないが、屋根があるところ、穴の深さがわかるところにも入れるようにしたいと考えている。
田代委員	また燻蒸する感じか。火を焚くのが2棟に増えるということになってしまうのか。それはかなり難しいと思う。
事務局 (吉田主査)	今の整備手法からすると昔ながらの整備の手法にはなってしまうので、ハードルが高いとは思っている。
田代委員	お金をそれだけかけて維持費とのバランスを考えた時に、果たしてそれが説明できるのかという点と難しいと思う。体験棟として模型があるので、そこを体験ゾーンとするのであれば、中に入ったりするのはそこでやれば良いのではなると思う。この説明をするのが難しいと思う。
國木田委員長	聞いた限りでは予算が足りない、見合わないと思うので、これを受けて来年度以降に整備の補助金を申請ということになるかと思う。全て実現可能なことだけではなく、方針でも良いのであってもよいと思う。
内田氏	保存活用計画の中でこのように整備をしていくという青写真を示し、その後は具体的な整備のゾーン分けをしていくことになる。その中でどのように進めていくのかという計画をつくるが、それには2年程かかると思う。その後に設計、施工という形になっていくので結構時間はかかると思う。
國木田委員長	これはあくまでもたたき台という理解で大丈夫か。
内田氏	あとは整備の方の調査官から指導を受けることになると思う。
國木田委員長	普通の在り方としては駐車場があればそこにガイダンス施設があり、そこで情報を得てから行くというものだと思う。これだと総合案内板だけで足りるのかということと、真ん中にある便益施設をどういう位置づけにしていくのかなどまだ議論が必要になると思う。一番理想的なのは、上にガイダンス施設をつくってきちんと動線を付けた方がよいと思う。その辺は整備基本計画の予算等もあると思うので、今は青写真で良いと思う。明日以降の現地調査等で文化庁の浅野調査官から色々言われると思うので、それも含めて追加や修正をお願いしたい。
村本氏	P84の課題のところで「メンテナンスの費用の確保が難しい」と一番上を書くというのは、意見具申をして指定した身としてはいかがなものかと思う。世界遺産の関係等でも、「お金がない」ということを最初に言われると困る。

事務局 (吉田主査)	意図としては、厳しい現状であるので、補助事業の積極的な活用を図るということで書いたつもりだったので、順番等考えたい。
村本氏	言い方である。建前としては交付税で措置されていることになっている。
事務局 (吉田主査)	承知した。
内田氏	P84表9-1で、昭和59年から平成13年は整備事業には関わらないのではないかと。具体的に整備事業に関わってくるのは平成15年度以降である。必要かどうか考えた方がよい。 P88表9-4に「管理棟」とあり、下に「史跡内の施設として同列に扱うため」と書いてあるが、その意図がわからない。
事務局 (吉田主査)	表9-4のタイトルが「第一次整備事業での整備内容と整備後の経過および対応」なのだが、管理棟は第一次整備の前からあり、第一次整備で作ったものではない。そのため、同じ表に入れることに違和感があったのだが、整備に使っているものとしては同列に扱うべきだということで書いている。表現が分かりにくかったかもしれないが、管理棟は第一次整備で作ったものではなく、もっと前からあったものだが今の整備の公開状況の重要な要素になっているということで、改めて検証したということになる。
内田氏	P89「イ その他周辺の整備」とあるが、これもエリアの話と一緒に、今後具体的な整備に入る際に国の補助金を受けて進めていくことになると思う。その際にここのエリアが史跡の中で補助対象になるのかならないのか分かるようにしておいた方がよい。「その他の周辺」がどこを差しているのか、I aやI bなどの地区の中で説明できれば良いと思う。それがP91のゾーニング図の中で分かる形になるのかもしれないが、構成も含めてご検討いただきたい。
事務局 (吉田主査)	基本的には補助対象にならないと認識している。ただ、史跡の中でここしか場所がないのか理屈付けができれば補助対象になるという話も聞いているので、それが分かるように整理していく。
國木田委員長	他にご意見等なければ、10章以降について説明をお願いしたい。時間の都合上、質問等あれば手短にご発言いただくか、後日改めてメール等で教えていただくこととする。
事務局 (吉田主査)	<b>【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画】(素案) 第10章～附章について説明</b>
國木田委員長	それではこれで議事のイ「史跡大船遺跡保存活用計画」(素案)について、終了する。

## (2)その他

國木田委員長	第3議事(2)その他について、事務局から説明をお願いしたい。
--------	--------------------------------

事務局 (木村課長)	次回の開催日程について、委員及びアドバイザーの皆様よりご都合を伺った結果、1月23日(木)を次回の開催日とさせていただきたい。また改めてご連絡させていただく。
國木田委員長	それではこれで閉会とさせていただく。議論が足りないところもあったので、個別にメール等で事務局のほうにお伝えいただくこととし、皆様で共有すべきことがあればメール等でご連絡いただければと思う。

#### 4 閉会

事務局 (福土主査)	<p>本日いただいたご意見については、今後の計画策定に反映させていくとともに、本委員会においてもご報告させていただく。</p> <p>以上で令和6年度第2回史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会を終了する。</p>
---------------	---

了